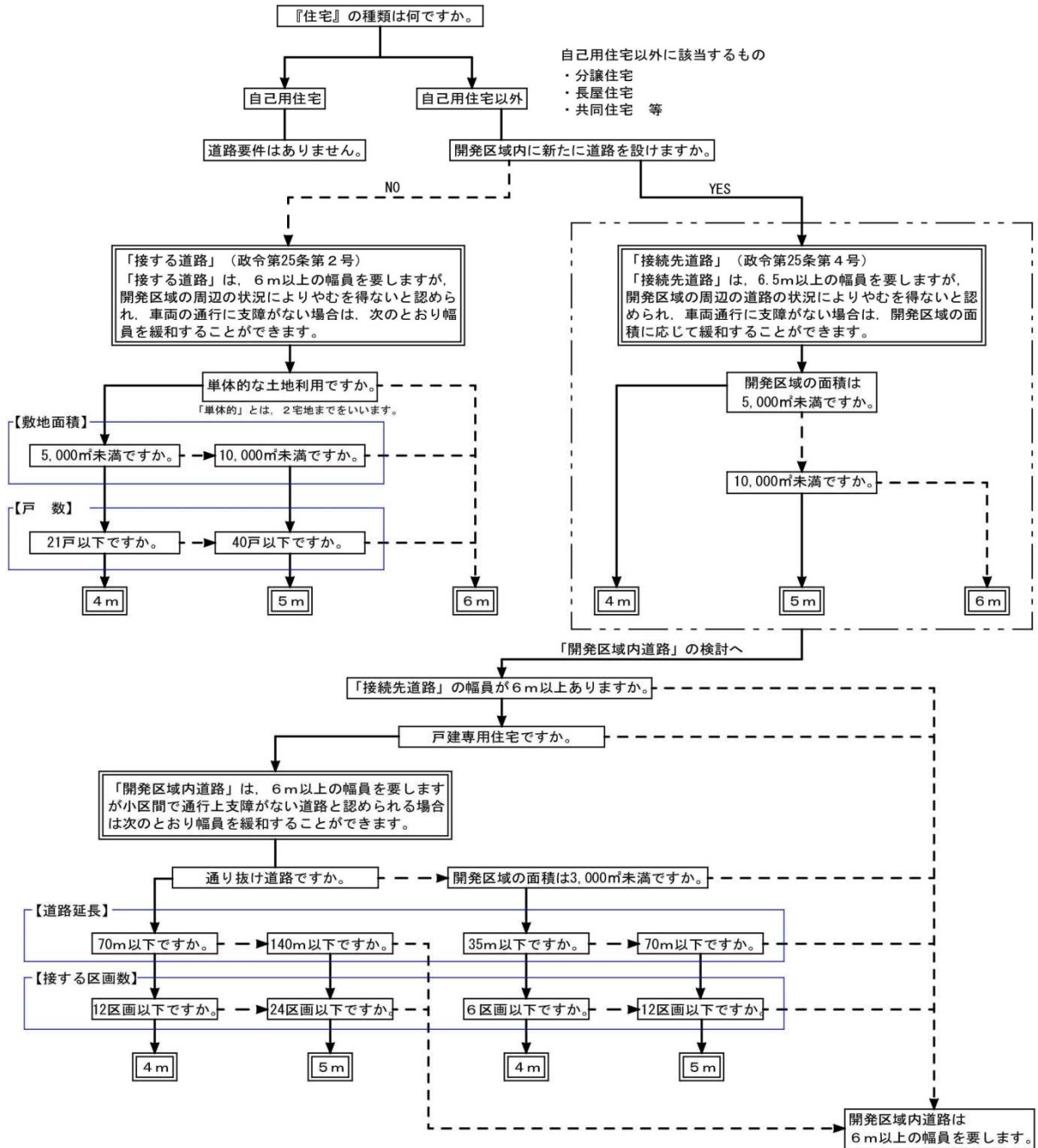


開発許可に係る道路要件（幅員）について

(1) 『住宅』用途の場合の道路要件

1) 道路要件フロー図



(2) 住宅以外の用途の場合の道路基準

「接する道路」は9m以上の幅員を要します。(令第25条第2号)

ただし書による幅員の緩和については、個別具体的に相談してください。